

集団指導

【集団指導の対象及び実施方法】

- (1) 集団指導は、原則として、毎年度の4月1日現在指定を受けている全ての障害福祉サービス事業者等を対象とする。
- (2) 集団指導は、あらかじめ実施日時、指導内容等を定め、原則として実施日の概ね3週間前までに当該障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。
- (3) 集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、その費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者又は障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について、講習等の方法により行う。

(令和5年度豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針より)

対象事業所に実施通知を送付していますので、**必ずアンケートに回答**してください。
また実施通知の送付に合わせて、豊中市のホームページにも集団指導開催の案内を掲載していますので参考にしてください。

アンケートへの回答をもって、集団指導への参加とみなします。

回答したことが確認できない事業所については不参加とみなし、個別指導を行います。

実地指導

【実地指導の実施方法】

- ① 実地指導の実施に際しては、実施に係る根拠法令、目的、実施日時、実施場所、指導担当者、出席者及び準備すべき書類等を、「実地指導の実施及び関係書類の事前準備について」（以下「実地指導実施通知」という。）により、あらかじめ対象の障害福祉サービス事業者等に**文書により通知**する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者又は障害児に対する虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合など、市長が緊急を要するものと判断した場合は、直前に通知することにより実地指導を行うことができる。
- ② 実地指導の実施に当たり、障害福祉サービス事業者等から**事前に関係書類等の提出を求める必要がある場合は**、実地指導実施通知において当該書類等の提出を求めることを付記するものとする。
- ③ 実地指導は、原則として2名以上の職員で行う。
- ④ 実地指導の時間は、原則として、あらかじめ通知した実施時間を超えないものとするが、実地指導の進捗状況により、あらかじめ通知した実施時間を超過することが予想される場合は、当該障害福祉サービス事業者等の同意を得て、実施時間を延長することができる。なお、実施時間の延長の同意が得られないときは、実地指導を中断しその日以降において市長が定める日に、実地指導を再開するものとする。
- ⑤ 実地指導は、実施場所において当該障害福祉サービス事業者等から事前又は当日に提出を受け若しくは**閲覧に供された書類等を審査**するとともに、当該障害福祉サービス事業者等が運営する当該指定に係るサービス事業所の**管理者等から事情聴取**を行うことにより実施する。また、指定等の基準に違反する若しくは自立支援給付対象サービス等の内容又はその費用の請求について過誤等が確認された場合若しくはその疑いがある場合等で必要なときは、当該障害福祉サービス事業者等の同意を得て当該事実を確認する書類等の写しの提出を求めることができる。

（令和5年度豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針より）

実地指導

【実地指導後の措置】

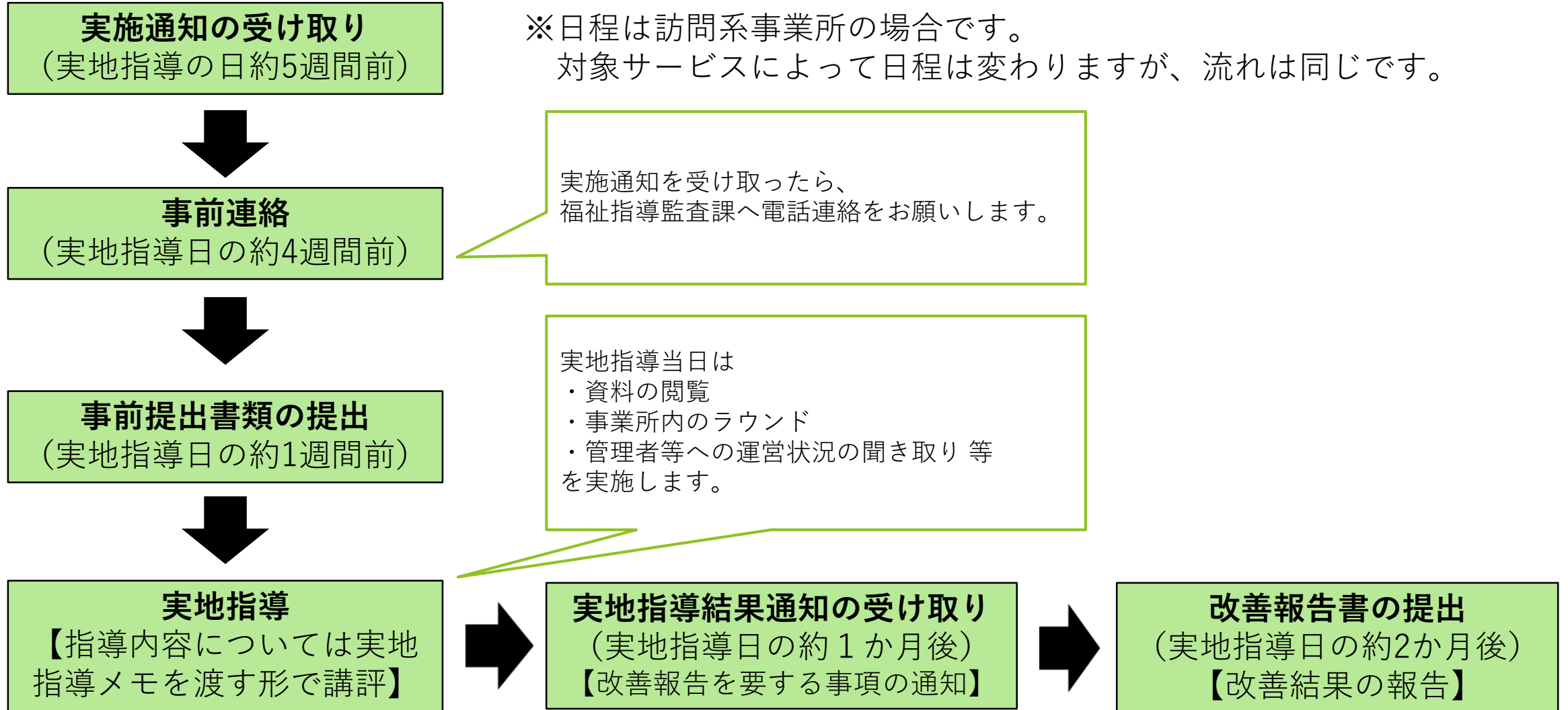
1. 実地指導においては、実地指導員が当日の指導内容等について**実地指導メモ**を作成し、**障害福祉サービス事業者等に対して、その内容を講評する。**
2. 実地指導結果については、原則としてこの実地指導メモの事項を精査した上、該当する運営基準等の項目、根拠法令等改善を要する事項及び改善すべき内容を明示し、市長の定める日までに「**実地指導改善報告書**」（以下「**改善報告書**」という。）の提出により、**改善状況を報告させるものとする。改善報告書には、改善状況が確認できる挙証資料の添付を義務付ける。**

改善等が確認できない場合は、必要に応じて追加資料等の提出及び管理者等からの説明を求めるなど、改善・是正措置の徹底を図ることとする。

3. 実地指導において、自立支援給付対象サービス等の内容若しくはその費用の算定又はその請求に過誤が確認されたときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、当該事例の他、**自立支援給付対象サービス等を行った全ての事例に関して、自主的に点検**（以下「**自主点検**」という。）させるとともに、当該自主点検の結果、**過誤が確認されたときは、過誤調整等による返還を行うよう指導する。過誤調整の額等は改善報告書において報告させるものとする。**
4. 上記に関わらず、正当な理由なく、市長が定める日までに改善を行わない場合及び**改善報告書と異なった内容等が判明した場合は、当該改善指摘事項を重点として速やかに監査を実施する。**

（令和5年度豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針より）

実地指導の基本的な流れ



【参照】 参考資料②『指定障がい福祉サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図』

指導実施方針等の掲載場所

[トップページ](#) > [市政情報](#) > [条例・規則等](#) > [要綱一覧](#) > [福祉部](#) > [福祉指導監査課要綱一覧](#)

福祉指導監査課要綱一覧



ページ番号：934762897 更新日：2023年5月19日

障害福祉サービス事業者等

要綱

- [豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱 \(PDF: 170KB\)](#)
- [豊中市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱 \(PDF: 108KB\)](#)

要領

- [豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導実施要領 \(PDF: 166KB\)](#)
- [豊中市指定障害福祉サービス事業者等監査実施要領 \(PDF: 194KB\)](#)
- [豊中市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領 \(PDF: 126KB\)](#)

実施方針

- [令和5年度豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針 \(PDF: 200KB\)](#)

【参照】 [参考リンク『福祉指導監査課要綱一覧』](#)